

「二酸化炭素を含んだガスの輸出承認について」等に対する意見公募手続の結果について

令和 8 年 1 月 1 3 日
経 済 産 業 省
貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課
資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課 CCS 政策室

「二酸化炭素を含んだガスの輸出承認について」等について、令和 7 年 1 1 月 2 7 日から同年 1 2 月 2 6 日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

なお、行政手続法第 4 3 条第 2 項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>本意見は、提示された「二酸化炭素を含んだガスの輸出承認」に関する省令案および関連する要領、ならびに輸出貿易管理令の運用改正案に対し、制度設計上の問題点と、さらにその前提となる二酸化炭素削減政策全体に対する根本的な疑問点を指摘するものである。</p> <p>今回の制度は、我が国が締約国である国際協定の枠組みに合わせる形で整備されているが、政策の大前提である科学的合理性、行政の透明性、国民への説明責任、そして長期的な安全性について十分な根拠を示さないまま制度化が進もうとしているように見える。以下、その具体的な理由を述べる。</p> <p><制度案に対する主な懸念と問題点></p> <p>まず、制度の根本となる「なぜ国内ではなく国外に二酸化炭素を輸出してまで海底下へ貯留する必要があるのか」という理由付けが十分ではない。文書では国際的枠組みに基づく措置であると説明されているが、国内貯留との比較検証、環境影響評価、費用対効果、輸送エネルギーを含めた総排出量評価など、政策判断の基礎となるデータが提示されていない。</p>	<p>「二酸化炭素を含んだガスの輸出承認について」等そのものに関する意見ではなく、前提となる CCS 政策等に関する意見と理解いたしました。いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、CCS は、CO2 を地中貯留することで、水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現できるため、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に不可欠な手段となります。「第 7 次エネルギー基本計画」等に基づいて政策を推進するに当たり、CCS の政策的意義、CO2 の安定貯留の仕組み、科学的根拠に基づいた CCS の安全性等について国民の理解を広く得られるよう継続的に取り組んでまいります。</p> <p>CCS の実施に当たっては、国内での CO2 貯留を着実に実現していくことに加え、安定的に貯留できる地層構造がある他国との間で条件を整えば、海外で貯留することも有力な選択肢の一つです。海外での地中貯留を目的とした CO2 輸出を行うためには、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書（以下「ロンドン議定書」といいます。）上、輸出国と受入国との間で、ロンドン議定書その他の適用可能な国際法に適合した協定の締結又は取決めを行う必要があります。これを受けた今般の関係通達整備により、CCS 目的での CO2 を含んだガスの輸出に係る基準に照らし、輸出の内容がこ</p>

	提出意見	提出意見を考慮した結果
	<p>二酸化炭素の分離、液化、輸送、圧入には大量のエネルギー消費を伴うため、ライフサイクル全体で見て本当に排出量削減に資するのか、科学的に評価しなければ政策としての妥当性は担保できない。</p> <p>さらに、制度の運用にあたって行政側の判断基準が多くの部分で不透明であり、審査プロセスの客観性と公開性が十分とはいえない。特に、輸出された二酸化炭素の海底下での貯留状況、漏えい監視の方法、リスク評価の具体的基準、第三者による監査など、国民が科学的根拠を確認できる仕組みが整備されていない。</p> <p>また、長期的な安全性に関する責任体制も曖昧である。二酸化炭素の海底下貯留は短期で完了するものではなく、数十年から数百年規模での監視が必要となる。漏えいが発生した場合の責任は日本側なのか受け入れ国側なのか、また受け入れ国の制度が将来変更された場合のリスクはどのように管理するのか、明確な説明が見当たらない。</p> <p>さらに、制度の導入に伴い、輸出インフラ、監視体制、契約履行などに多大なコストが発生する。これらの費用は最終的に税金、電気料金、製品価格などの形で国民に転嫁される可能性が高い。一方で利益は特定の産業や事業者に偏在しやすく、政策効果と負担の公平性という観点から慎重な検討が求められる。</p> <p>制度が成立する前に必要な情報公開、科学的な妥当性の検証、国民負担の評価が十分に行われているとは言い難い。</p> <p><国際的な二酸化炭素削減政策そのものへの根本的な疑問点></p>	<p>これらの協定又は取決めに沿ったものでなければ、当該輸出は承認されないこととなります。現時点で日本は他国との間で協定又は取決めに有していませんが、今後、協定の締結又は取決を行うに当たっては、貯留地においてCO2の漏えいが発生していないかのモニタリング、当該漏えいが発生した際の影響評価等の実施その他の貯留事業者の義務、漏えい時の責任のあり方等について、ロンドン議定書と整合的な内容となるよう取り組んでまいります。</p>

	提出意見	提出意見を考慮した結果
	<p>次に、制度の背景となる国際的な二酸化炭素削減政策の枠組みそのものについても、いくつかの根本的な問題が存在する。</p> <p>第一に、二酸化炭素排出量の計測方法自体に大きな不確実性がある。排出係数は推計値であり、実測とは乖離する場合がある。土地利用や森林吸収量にも誤差が大きく、各国の削減量比較には統計上の限界がある。これらの誤差を抱えたまま目標の遵守状況を判断することは、科学的に十分とはいえない。</p> <p>第二に、日本は地理条件、エネルギー自給率、産業構造から、欧米型の排出削減モデルをそのまま適用すると国民負担が過大になる可能性が高い。山地と積雪地域が広く、広域パイプラインも敷設しづらい国土条件では、二酸化炭素の大量輸送や長距離インフラの整備は現実的なコストを伴う。また、日本の基幹産業の多くはエネルギー集約型であるため、過度な排出制限は国際競争力の低下にもつながり得る。</p> <p>第三に、二酸化炭素削減を最優先とする政策が、国民生活に深刻な影響を与え始めている。電気料金や生活コストの上昇、冷暖房費の増加、地方の産業空洞化など、政策の影響は実体経済に及んでいる。削減目標が国民生活や産業基盤を圧迫するようであれば、政策の持続可能性が損なわれる。</p> <p>また、気候影響には二酸化炭素以外にも多くの要因が存在するにもかかわらず、単一指標に政策が集中することで、地域ごとの実態や複合的な環境要因の把握が困難となる。特にアジア地域では、森林火災や農業残さの焼却などの非二酸化炭素要因が気候変動に大きな影響を与えている。</p>	

	提出意見	提出意見を考慮した結果
	<p>さらに、現在の国際的風潮では、二酸化炭素削減は「絶対善」とされ、異なる観点からの科学的議論やコストに基づく政策評価が十分に行われにくい環境がある。その結果、今回のような科学的裏付けが不十分な制度も、国際的枠組みの名のもとに急速に導入されてしまう危険性がある。</p> <p><総合的な意見></p> <p>以上のように、制度の透明性、科学的根拠、長期的安全性、国民負担、国際枠組みとの整合性には重大な疑問点がある。二酸化炭素貯留や輸出は、将来世代にも影響を及ぼす長期的政策であるため、制度を急いで導入する前に、以下の点を明確にすべきである。</p> <p>一、科学的根拠、費用対効果、環境影響評価を国民に公開すること</p> <p>二、行政判断の透明性と第三者監査の仕組みを整備すること</p> <p>三、長期的責任体系と漏えいリスク管理を明確にすること</p> <p>四、国民負担の全体像を提示した上で政策判断を行うこと</p> <p>五、国際的削減目標そのものの妥当性を、我が国の国土条件と産業構造に照らして再検討すること</p> <p>二酸化炭素輸出や海底下貯留は、単なる技術問題ではなく、国家のエネルギー政策、産業政策、財政政策、安全保障政策を横断する重要なテーマである。科学的根拠と国民理解を欠いたまま制度だけが先行することへの懸念を表明する。</p>	
2	<p>「同附属書一 1・7 に規定する二酸化炭素を含んだガス」は「同附属書一 1・8 に規定する二酸化炭素を含んだガス」ではないか。</p>	<p>ロンドン議定書の附属書一及び附属書二の一部は改正され、その改正は、令和5年1月15日に効力を生じたところ、「二酸化炭素を隔離するための二酸化炭素の回収工程から生ずる二酸化炭素を含んだガス」については、同改正に伴い、同附属書一 1.8 から 1.7 にて定められ</p>

	提出意見	提出意見を考慮した結果
		ることとなったため、原案のとおりといたします。
3	<p>(1) 二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証の交付要領の別紙様式1「二酸化炭素を含んだガスの輸出確認申請書」について、「貨物/成分・濃度」欄で求められる成分の種類や計測精度、明示すべき単位や、計測方法(サンプリング/オンラインモニタリング)を明示あるいはサンプル添付いただきたい。</p> <p>(理由) 多様な解釈を防ぎ、実運用時の混乱を最小限にするため。また FEED 時点で必要な計測機器類を織り込むことで、プロジェクトコストの予見可能性を高めるため。</p> <p>(2) 二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証の交付要領「3 添付書類」(3)「二酸化炭素を含んだガスの組成に関する書類」について、本書類は自己申告となるか?また、求められる成分の種類や計測精度、使用すべき単位(重量ベース、容積ベース、mol ベースなど)を明示あるいはサンプル添付いただきたい。</p> <p>(理由) 多様な解釈を防ぎ、実運用時の混乱を最小限にするため。また FEED 時点で必要な計測機器類を織り込むことで、プロジェクトコストの予見可能性を高めるため。</p> <p>(3) 二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証の交付要領「3 添付書類」について、必要な書類は記載の(1)～(6)であり、CO2 量の確からしさを示す書類(例えば第三者認証)は不要と理解してよいか?その理解で問題なければ、第三者認証は不要で自己申告で対応可、といった趣旨の文言を追記いただきたい。</p>	<p>CO2 を含んだガスの輸出確認証の交付に当たっては、輸出する CO2 を含んだガスが、輸出に係る受入国との協定又は取決めに即していなければならないため、CO2 を含んだガスの組成・計測方法等は、今後、当該輸出に係る受入国との個別の協定又は取決めの内容を踏まえて明らかにすることとなります。</p> <p>また、輸出確認証の交付を受けるために必要な添付書類は「3 添付書類」のとおりです。その上で、審査の過程で技術的観点等から必要と考えられる場合には、追加的な説明を求めることがあります。</p>

	提出意見	提出意見を考慮した結果
	(理由) 多様な解釈を防ぎ、実運用時の混乱を最小限にするため。	
4	脱炭素が叫ばれているのに、この輸出は承認してもよいのか。	<p>我が国においてカーボンニュートラルを達成するためには、国内でのCO2貯留を着実に実現していくことに加え、安定的に貯留できる地層構造がある他国との間で条件を整えば、海外で貯留することも有力な選択肢の一つです。</p> <p>我が国からCCS目的でCO2を輸出するには、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）に基づき経済産業大臣の承認を受ける必要があります。承認の判断に当たっては、CO2を含んだガスの輸出に係る基準に適合しているかを厳正に審査してまいります。</p>
5	<p>申請者及び輸出者が法人の場合、法人番号の記載を行わせるべきと考える。その記載欄を設けるべきと考える。法人番号の利活用を行った方が行政（経済産業省だけでなく国土交通省、環境省、外務省、捜査機関、地方公共団体等含む）の能率向上が見込まれ、また公正性（輸出入事務においてはその更なる向上が行われるべきと考える。）の向上も見込めるので。経済産業省貿易経済安全保障局は、輸出入事務において、法人番号利活用の推進を行うようにされたい。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>